

公募に関する質問・回答

質問	回答	掲載日
<p>1 事業所（定員 29 人以内）とありますが最低限の人数（医師何名、看護師何名等）規定はありますか。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護には、「基準」として、「人員基準」・「設備基準」・「運営基準」があります。</p> <p>これらの「基準」については、「鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」。）」に規定しています。条例については、市ホームページトップページの中程左側にあります「鴻巣市例規集」から確認できます。</p> <p>一例を説明いたします。</p> <p>条例第 191 条第 3 項において、「第 1 項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。」と規定しており、「人員基準」について、規定しています。その他にも「人員基準」がありますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上のように、「基準」は「条例」にて規定しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p>	<p>令和 4 年 5 月 13 日</p>
<p>1 つのクリニックや病院から整備しても良い事業所数には上限がありますか。 （例えば 1 か所で 3 事業所といっても可能でしょうか。）</p>	<p>今回の公募については、「令和 4 年度鴻巣市地域密着型サービス事業者公募要領（以下「公募要領」。）」の 1 頁「3 公募する地域密着型サービスの種類」において、看護小規模多機能型居宅介護 1 事業所（29 人以内）を公募しておりますので、市内で 1 事業所のみとなります。</p>	<p>令和 4 年 5 月 13 日</p>
<p>補助金については、市独自の補助金が無い事は承知していますが、県補助金の交付される可能性はどのくらいありますか。</p>	<p>「公募要領」の 4 頁「11 施設整備費及び施設開設準備経費等に対する補助金」において、「鴻巣市公的介護施設整備費補助金」の対象となる予定ですが、県補助金を財源とした補助金のため、県との協議等により交付されない場合もあります。」と記載いたしました。県が判断する部分につい</p>	<p>令和 4 年 5 月 13 日</p>

	ては、市としての回答は難しいと考えます。	
設備面での規定はありますか（例えば浴室等）。	<p>看護小規模多機能型居宅介護には、「基準」として、「人員基準」・「設備基準」・「運営基準」があります。</p> <p>これらの「基準」については、「鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」。）」に規定しています。条例については、市ホームページトップページの中程左側にあります「鴻巣市例規集」から確認できます。</p> <p>一例を説明いたします。</p> <p>条例第195条第2項第2号イにおいて、「一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。」と規定しており、「設備基準」について、規定しています。その他にも「設備基準」がありますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上のように、「基準」は「条例」にて規定しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p>	令和4年5月13日
当該事業のニーズに関する評価とその根拠を教えてください。	<p>今回の公募については、「令和4年度鴻巣市地域密着型サービス事業者公募要領（以下「公募要領」という。）」1頁「1 鴻巣市の現状」において、「令和4年4月1日現在、本市においては、看護小規模多機能型居宅介護は未整備となっています。退院直後の方のスムーズな在宅生活への移行や、医療依存度の高い方や終末期の方であっても必要な医療、介護を受けながら住み慣れた地域で在宅生活を継続することができる体制を構築するため看護小規模多機能型居宅介護の整備を予定しています。」と記載い</p>	令和4年5月24日

	<p>たしました。看護小規模多機能型居宅介護のニーズに関して、市としては増加を見込んでいます。また、埼玉県として「第8期埼玉県高齢者支援計画」等により、県央圏域の看護小規模多機能型居宅介護のニーズの増加を見込んでいることから、整合性を図ったものとなっております。</p>	
<p>利用見込みに関する市の評価について教えてください。</p>	<p>「第8期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」。）128頁 ⑨看護小規模多機能型居宅介護」において、「令和5年度（見込）給付費43,502千円、240人/年」、「令和7年度（見込）給付費67,135千円、348人/年」と記載しております。計画については、市ホームページ「ホーム>組織から探す>健康福祉部>介護保険課>業務案内>高齢者福祉計画・介護保険事業計画>第8期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」から確認できます。なお、今回の公募については、「公募要領」1頁「4 公募要件（8）」において、「原則、令和6年4月1日に事業開始が見込まれること。なお、事業開始が令和6年4月1日より早まることも可とする。」と記載いたしましたので、各年度の「見込」については、1年度先送りになると考えております。</p>	<p>令和4年5月24日</p>
<p>当該事業を行う施設として、既存の施設を転換することで事業をすることは可能でしょうか。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護について、「基準」として、「人員基準」・「設備基準」・「運営基準」があります。</p> <p>これらの「基準」については、「鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」。）」に規定しています。条例については、市ホームページトップページの中程左側にあります「鴻巣市例規集」から確認できます。</p> <p>「設備基準」について、一例を説明いたします。</p> <p>条例第195条第2項第2号イにおいて、「一の宿泊室の床面積は、7.43</p>	<p>令和4年5月24日</p>

	<p>平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。」と、「設備基準」について、規定しています。その他にも「設備基準」がありますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上のように、「各基準」が「条例」に規定しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>「質問」については、「各基準」を満たしていれば可能です。</p>	
<p>設立できるかどうかを教えてください。</p>	<p>「令和4年度鴻巣市地域密着型サービス事業者公募要領（以下「公募要領」。）」の1頁「4公募要件」、4頁「10 応募に関する留意事項」等の各内容の確認をお願いします。</p> <p>また、看護小規模多機能型居宅介護には、「基準」として、「人員基準」・「設備基準」・「運営基準」があります。これらの「基準」については、「鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」。）」に規定していますので、内容の確認をお願いします。条例については、市ホームページトップページの中程左側にあります「鴻巣市例規集」から確認できます。</p> <p>以上のように、「公募要件」、「基準」等がありますので、応募前、指定申請前に、市としての回答は難しいと考えます。</p>	<p>令和4年5月26日</p>
<p>スタッフの人数やヘルパー等の具体的な人数を教えてください。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護の「人員基準」については、条例第191条から第193条に規定していますので、内容の確認をお願いします。</p>	<p>令和4年5月26日</p>
<p>地域密着型サービス事業者公募書類についてお尋ねがあります。「様式9 5</p>	<p>必ず記入しなくてはならない事項があるわけではありませんが、立地にあたっては地域の理解と協力を十分に得る必要がありますので、開設予定地</p>	<p>令和4年6月29日</p>

<p>地域との連携等 (1) 事業予定地の地域住民や自治会及び隣接地の地権者等への説明について」上記の説明について、どのように記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>の地元自治会、近隣の住民、隣接する土地の所有者等に事業所の開設について、理解が得られるような計画内容を記入してください。</p>	
<p>選定をいただき建築開始したものの資材不足などが原因で建設工程が予定より遅れてしまう場合は開設日が遅れてしまうことがあるかと思えます。遅延理由の計画変更届など必要になりますか。</p>	<p>補助金を利用する場合は、令和5年度中に工事の着工及び完了が条件となります。補助金を利用しない場合についても、原則、令和6年4月1日に事業開始が見込まれよう、余裕を持った建設工程を計画してください。万が一、①の状況になった場合については、ご相談いただければと考えます。</p>	<p>令和4年7月7日</p>
<p>建設資材高騰により建設費用予定より高額になってしまった場合の措置等がありますか。</p>	<p>まず、補助金を利用する場合について回答いたします。「鴻巣市公的介護施設整備費補助金」の対象となる予定ですが、県補助金を財源とした補助金であり、県との協議等によるため、万が一、②の状況になった場合については、ご相談いただければと考えます。 補助金を利用しない場合については、②の状況になった場合についての措置等はありません。</p>	<p>令和4年7月7日</p>